

2016年12月15日

日本人学校協同組合組合員各位

日本人学校協同組合・運行会ボランティアの業務について

日本人学校協同組合 理事長 小澤 良

組合員の皆様におかれましては、日頃より通学バスの安全運行にご協力いただきありがとうございます。

シンガポール日本人学校の通学バスは、通学バスの利用を希望する組合員で構成される日本人学校協同組合にて運行されており、協同組合は会員の協力により運営されているボランティア団体であることはご承知の通りです。その為、各校の通学バスの運行に際し、各校委員長、副委員長（以下、二役）、及び各バス路線を担当する地区委員を組合員より選出の上、バスの運行にご協力いただいております。

当日本人学校協同組合は1976年にそれまで保護者の任意組織の下で運営されていた通学バス運行を引き継ぎ、さらに利用者の便益を向上するべく設立され、これまで年度毎に保護者の皆様のご協力を頂きつつ、今年で設立40年を迎えることができました。設立以来40年の過程で組合員皆様の積極的なボランティアへのご協力により、高効率のバス送迎サービスを割安な料金で提供することを行ってまいりましたが、本来の業務から離れている案件までもその業務の一部として行われているものも散見されるようになり、そのような認識の違いから近年これまでには無かったような多くの問題が発生して、今後の安定的なバス運行への懸念が生じる状況となってまいりました。

このような状況を受け、理事会にて弁護士の指導を仰ぎつつ、業務の見直しを実施しました。その結果、二役・地区委員共にボランティアで運行に参加しているものの、現行の業務としてボランティアとして本来求められる以上の業務を負担していることが原因であると言う結論に達しました。

つきましては、二役、地区委員の皆様が本来必要とされる業務を行い、円滑にバスの運行がなされるようにすべく、日本人学校協同組合・運行会としての業務を改めて確認させていただきたく、以下ご案内いたしますのでご協力の程よろしくお願い申し上げます。

今後の学校協同組合・運行会のバス運行に関する業務指針は以下の通りです。

日本人学校協同組合及び、運行会は日本人学校に通学する手段を提供する団体であり、ボランティアで組織され運営がなされております。二役・地区委員共に無給のボランティアであり、通学バスに関する事務連絡が主たる業務となることは疑問の余地はありません。バス内での過ごし方、同乗する友人との過ごし方等のバス内のマナーに関する指導は各ご家庭の責任にて行うものであり、理事会若しくは二役・地区委員が所属する運行会が行うものではないものと了解いたします。従いまして、バス内で利用者間のトラブルが発生した場合も、そうした問題は学校協同組合、運行会が主体的に指導、解決に当たるものではなく、当事者同士が責任を持って解決すべき問題であることをご確認いただきたくよろしくお願い申し上げます。また、日本人学校協同組合、運行会としてもそれに関する相談は原則としてお受け致しません。バス内での環境が利用する児童・生徒に取りまして気持ち良いものになるよう、各ご家庭でのご指導、利用者各位のご協力をお願いする次第です。

また、弁護士の指導を受け、日本人学校協同組合同規約、及び、日本人学校協同組合通学バス運行規定の改定も進めております。改定内容については弁護士の指導を受け鋭意進めておりますので、完成し次第ご案内いたします。

尚、規約の改定は関係官庁の手続きを終え、来年7月の総会での承認をもって最終決定となります。

日本人学校は周囲を日本人に囲まれ、日本人の教員による指導を受けられますので、日本と全く同じような環境にいるように感じますが、日本人学校はシンガポール政府に登録され、シンガポールの法律に基づき運営されている私立学校です。

当地では13歳以上は刑事責任を問われます。7歳以上12歳以下の場合には本人が自分の行為を理解できる場合には刑事責任を問われ、成人と同様に罰せられる可能性があります。組合員各位におかれましても、日本とは異なる外国に居住していることを自覚し、自分の行動に注意することを折に触れご指導いただきたく、併せてお願い申し上げます。

以上